

事 務 連 絡

令和2年6月10日

障害児通所支援事業者 各位
(放課後等デイサービス事業者)

精華町健康福祉環境部社会福祉課

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービスの単価の取り扱いについて（通知）

平素は、町福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、精華町が受給者証を発行している対象児童に現在適用中の「学校の臨時休業に伴う休業日単価」については、令和2年6月19日（金）をもって終了致します。

令和2年6月22日（月）からは、学校授業終了後の通常単価での取り扱いに戻りますので、ご留意ください。

<問合せ先>

精華町健康福祉環境部 社会福祉課 障害福祉係

〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北
尻 70 番地

電話：0774-95-1904 ファクス：0774-95-3974

メール：fukushi@town.seika.lg.jp